

仕 様 書

1 委託業務名

三重県人口減少対策調査分析業務

2 業務の目的

本県では令和5年8月に「三重県人口減少対策方針」を策定し、エビデンスに基づく人口減少対策を行っている。令和7年度に「三重県人口ビジョン」（平成27年度策定）の更新を行うために必要となるデータ・資料を収集・分析するとともに、本県で実施している既存の調査の蓄積されたデータの分析を行うこと。また、「都道府県版ジェンダー・ギャップ指数」の経済分野において本県が非常に低位に位置していることや、令和5年の本県における転出超過が例年と比較して大幅に増加するなど近年と異なる傾向がみられたことについて、要因や背景を把握することを本業務の目的とする。

3 業務の内容

以下に掲げる作業を実施すること。なお、分析についてはデータに基づいた定量的な分析手法をとることを基本とするが、定量的な分析が困難な場合は、扱うデータに応じた適切な分析手法を提案し、実施すること。

(1) 「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」をもとにした将来展望

- ① 令和5年12月に国立社会保障・人口問題研究所から公表された「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」（以下、社人研推計）をもとに、2080年までの本県の人口の将来展望を行うこと（社人研推計では、2050年までの推計がなされている）。その上で、社人研推計をベース推計として、県や市町の施策等により人口減少のスピードが緩和される場合（転出超過数や合計特殊出生率等が改善する場合）についても複数シミュレーションを行い、社人研推計との比較を行うこと。なお、人口減少のスピードが緩和される場合の転出超過数や合計特殊出生率等の設定値については、下記の例示を参考に別途三重県と協議のうえ定めることとするが、加えて外国人住民の増加が与える影響についても考慮すること。
- ② ①のそれぞれのパターンについて、2180年までの推計も作成し、超長期の将来展望を行うこと。

【人口減少のスピードが緩和される場合の転出超過数や合計特殊出生率等の設定値の例】

- ・合計特殊出生率が2050年までに1.50まで回復する場合（合計特殊出生率1.50未満は「超少子化」とされる。2022年の三重県の合計特殊出生率は1.40。）
- ・転出超過数が2030年に5,000人、2040年に4,000人、2050年に3,000人、2060年に2,000人まで減少する場合（2023年の三重県の転出超過数は、5,721人。）
- ・転出超過数のうち、15～29歳の若者が占める割合が2030年に7割、2040年に6割、2050年に5割まで減少する場合（2023年の三重県の転出超過数のうち、15～29歳の若者が占め

る割合は約 8 割。)

【将来展望を行う内容】

以下について、社人研推計準拠及び人口減少のスピードが緩和される場合それぞれについて将来展望を行うこと。なお、三重県 5 地域別の区分については、下記【県内の地域区分】を参照すること。

- ・ 2080 年までの三重県の総人口
- ・ 2080 年までの三重県内市町別及び 5 地域別の総人口
- ・ 2080 年までの三重県の年齢区分別比率
- ・ 2080 年までの三重県内市町別及び 5 地域別の年齢区分別比率
- ・ 2180 年までの超長期の総人口（三重県及び県内市町別並びに 5 地域別）
- ・ 三重県における人口ピラミッドの推移（2050 年及び 2080 年）
- ・ 三重県内市町別及び 5 地域別の人口ピラミッドの推移（2050 年及び 2080 年）
- ・ その他、人口ビジョンの更新に要するデータ等

【県内の地域区分】

県内 5 地域	
北勢地域	四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町
中勢地域	津市、松阪市、多気町、明和町、大台町
南勢地域	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
伊賀地域	名張市、伊賀市
東紀州地域	尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

※参考

- ・ 「三重県人口ビジョン」（平成 27 年 10 月策定）
<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000616029.pdf>
- ・ 「三重県人口ビジョン将来展望時点修正」（令和 2 年 4 月）
<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000886330.pdf>

(2) 自然減に関する要因分析

令和 4 年度「三重県人口減少実態調査・要因分析業務」成果品のうち、自然減に関する以下の箇所について、データの最新化を行うこと。

【最新化を行う箇所】

- ・ 「人口の自然増減及び社会増減に関するデータ収集結果資料」 3 頁～27 頁
Ⅱ. 自然増減（出生）に関するデータの収集・整理
<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001053503.pdf>
- ・ 「県内 29 市町の人口動態に関するデータ収集結果資料」（非公表データ）
自然動態（出生）関連部分
以下の（i）～（iii）について、県内 29 市町ごと、県内 5 地域、三重県、全国の直近デ

ータへの更新を行うこと。

- (i) 合計特殊出生率の推移
- (ii) 女性有配偶率の推移
- (iii) 有配偶出生率の推移

・「分析報告書」 3頁～10頁

Ⅱ. 自然減（出生）に関する分析

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001053929.pdf>

(3) 社会減に関する要因分析

令和4年度「三重県人口減少実態調査・要因分析業務」成果品のうち、社会減に関するデータについて、データの最新化を行うこと。

なお、報告書としてまとめる際には、(2)の自然減に関する要因分析及び(3)の社会減に関する要因分析の前頁に、自然減と社会減を合算した人口減少全体の動向を記載すること。

【最新化を行う箇所】

・「人口の自然増減及び社会増減に関するデータ収集結果資料」 28頁～198頁

Ⅲ. 社会増減に関するデータの収集・整理

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001053503.pdf>

・「県内29市町の人口動態に関するデータ収集結果資料」（非公表データ）

社会動態（転出入）関連部分

以下の(i)～(iii)について、県内29市町ごとに直近データへの更新を行うこと。

- (i) 転入数・転出入・転出超過数の推移
- (ii) 年齢5歳区分別の転入数・転出数
- (iii) 主な転入・転出先市区町村と当該市区町村との転出超過状況

・「分析報告書」 11頁～39頁

Ⅲ. 社会増減に関する要因分析

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001053929.pdf>

(4) 転出者女性の転出理由等に関するアンケート調査及びヒアリング調査

三重県から転出した女性に対し以下のとおりアンケート調査及びヒアリング調査を行い、転出理由に占めるジェンダーギャップの存在や、転出先との多様な価値観への寛容性の違い等について調査を行うこと。

その上で、令和4年度「三重県人口減少実態調査・要因分析業務」における、大都市圏在住の三重県出身者へのアンケート結果（下記リンク参照）も踏まえた分析を実施し、女性特有の転出理由の傾向等を明らかにすること。

【アンケート調査】

三重県から東京圏、中京圏、関西圏へ転出した女性のうち、18歳～20代、30代、40代の3世代から合計400名以上を抽出し、アンケート調査を行うこと。アンケート項目等については、別途三重県と協議のうえ決定することとする。

【ヒアリング調査】

東京圏への転出者 10 名以上、中京圏への転出者 10 名以上、関西圏への転出者 10 名以上の合計 30 名以上を抽出し、転出理由等について具体的にヒアリングを実施すること。

※参考

- ・「三重県人口減少実態調査・要因分析業務」分析報告書 124～167 頁

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001053929.pdf>

(5) 「学生への就職に関する調査（アンケート）」結果の分析

本県が、県内高等教育機関の学生及び県外大学等（三重県出身者が多い大学等を選定）の三重県出身学生のうち、最終学年で就職先が決定した者を対象とした、就職状況等を把握するため実施している「学生への就職に関する調査（アンケート）」の結果やトレンド・背景等を基に、傾向の分析を行うこと。

また、性別、県内 5 地域別、県外都市圏別、各高等教育機関の学部・学科別についても傾向の分析を行うこと。

(6) 本県における転出超過の傾向に変化が生じた要因の分析

近年、本県の転出超過数は年間 4,000 人前後で推移していたが、令和 5 年においては 5,721 人（日本人移動者）と、大幅に増加した。さらに、転出超過数の半数以上を男性が占めるなど、例年と異なる傾向が見られた。

この背景について、本県が県内市町の協力を得て実施している、「三重県における移動（転入・転出）の理由に関するアンケート」結果等の分析を通して、要因となった傾向等を洗い出すこと。

4 分析に用いる資料

分析に用いる資料については、国及び三重県が公表している資料及び、三重県から個別に提供する資料とし、協議のうえ決定する。また、その他業務の目的達成のために必要な資料があれば提案し協議すること。

【分析に用いることが想定される資料】

- ・国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和 5（2023）年推計）」
- ・総務省「国勢調査」
- ・総務省「住民基本台帳人口移動報告」
- ・総務省「就業構造基本調査」
- ・三重県人口ビジョン
- ・令和 4 年度「三重県人口減少実態調査・要因分析業務」成果品（三重県から提供）
- ・令和 3 年度～令和 6 年度「学生への就職に関する調査（アンケート）」（三重県から提供）
※令和 6 年度は、令和 6 年 1 2 月～令和 7 年 1 月に実施予定
- ・三重県における移動（転入・転出）の理由に関するアンケート（三重県から提供）
- ・地域からジェンダー平等研究会「都道府県版ジェンダー・ギャップ指数」
- ・その他、必要な資料

5 履行期間

契約締結日から令和7年3月14日まで

6 成果品

次に掲げる成果物を三重県に提出すること。なお、報告書の取りまとめにあたっては、三重県と協議を行うこと。

- (1) 人口減少対策調査分析結果報告書（A4判） 8部
- (2) 当該業務の遂行過程で取得し、または作成した資料 一式
- (3) 上記（1）～（2）にかかる電子データ 一式

7 業務遂行体制

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員について書面で報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

8 その他

- (1) 仕様書に記載のない事項については、三重県との協議により決定する。
- (2) 委託業務を円滑かつ適正に進めるため、打ち合わせ協議は、必要に応じてその都度行うものとする。
- (3) 打ち合わせ協議後は速やかに協議記録を作成し、三重県に報告すること。
- (4) 必要に応じて報告書を作成し、進捗状況を報告するものとする。
なお、令和6年10月を目途に中間報告を行うこと。
- (5) 業務における成果品およびデータ等を含むあらゆる制作物については、三重県が著作権を持つものとする。
- (6) 全てのデータについて出典を明示するとともに、電子データについては今後の更新が容易となるよう配慮すること。
- (7) 本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。